

鳥獣保護法の一部改正

この通常国会から、原子力問題特別委員会委員長と参議院環境委員会委員を務めています。今回は環境委員会について紹介します。

環境委員会では、「鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律の一部を改正する法律（鳥獣保護法）」案が審議されています。鳥獣保護法という法律は、「鳥獣保護事業の実施、鳥獣による農林水産、生態系被害の防止、狩猟の適正化」などを目的としています。同法を「鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律」と名称を変え、「鳥獣の管理を図るための措置を導入するなど鳥獣の生息状況の適正化対策を講じる」とこととしています。

最近、日本各地でニホンジカ、カモシカ、イノシシ、クマ、などの野生の動物の生息数が増加しているようです。そして農林・水産、生活環境への被害が深刻な地域もあるようです。

そこで、先日、法案の審議に当たって、環境委員会のメンバーで、奥日光の戦場ヶ原にある小田代原視察をしてきました。戦場ヶ原一帯では、昭和六十年頃からニホンジカが繁殖、湿原に侵入し、湿原の植生に被害が生じたことから、地元の日光市などが平成十三年からニホンジカ侵入防止柵の設置、柵内に侵入したニホンジカの捕獲など対策を講じてきました。

改正案では、生息数が著しく減少したり、生息地の範囲が縮小している鳥獣の保護計画の立案を進める一方、生息数が著しく増加し、又はその生息地の範囲が拡大している場合、都道府県知事が鳥獣の管理計画を定め、地域的に管理を図る必要がある鳥獣の捕獲事業を実施することができる、などを定めています。

野生動物の保護が農水産物や生活環境の防衛か、いずれも大切な課題ですが、この列島に生きる同じ仲間として、人と動物が調和し、よりよい関係で共生してゆきたいものです。

参議院議員

藤井基之

「違法ドラッグ」

日本医薬情報センター

理事長 村上貴久

「違法ドラッグ」と言われているものがあります。ハーブなどと言っていますが、中身は麻薬（または覚醒剤）類似の化合物を植物にしみこませたものです。

麻薬に指定されずと、厳しい規制がかかり、販売授与はもちろんのこと、持っているだけでも処罰の対象になります。このため、麻薬に相当するものについては、依存性（中毒になる）があること、精神毒性があることなどを専門家の会議で厳密に審議し、指定してきました。ところが、「違法ドラッグ」の開発者は、麻薬にメチル基や水酸基をつけるなど、ほんのちょっと違う化合物を合成して、この新しい化合物が麻薬指定を受けるまでの間売り抜けるという商売をしているのです。

もちろん、得体の知れない化合物を吸引あるいは摂取して気持ちよくなるうとするのは間違いですし、そんなものを摂取したら命に危険が及び可能性もあります。医療に用いられる薬剤は、十数年の年月と数百億円のお金をかけて安全性と有効性を確認しますが、違法ドラッグはそんなことはやっていません。言ってみれば、違法ドラッグ使用者にとって、毎日が人体実験のようなものです。

しかし、違法ドラッグ愛好家はそんなことは気にしません。要は気持ちよくなればよいのです。ネットに入ってみると、「AというドラッグはBよりも高揚感があるが、吐き気が強く出る」など、違法ドラッグ常習者のたわごとを目にすることができます。自分の人生を棒に振っていないのに、愚かな人たちですが、彼らが、まだ違法ドラッグに染まっていられない若者を悪の道へ引きずり込むのだと思うと、哀れんではかりはられません。

このような違法ドラッグの蔓延を厳しく取り締まるため、藤井先生のご指導、ご尽力により、昨年、「麻薬・向精神薬取締法および薬事法の一部を改正する法律」が成立しました。この改正の趣旨は、違法ドラッグ取締の権限を麻薬取締官に与えるものです。

また、昨年末には、類似化合物を次々に違法ドラッグとして売る、いたちごっこを断ち切るため、包括指定の制度も導入されました。引き続き、麻薬・違法ドラッグの分野においても、国民を守るため、藤井先生がますます活躍されますようにお祈りします。

コラム

會員投稿

40

13

12

11

10



HP :
<http://www.fujii.tv/>



100-8962

2-1-1
1218


Fax

藤井基之浜町事務所

103-0007
東京都中央区日本橋浜町 2-35-7
島鶴ビル 601号


Fax